

平成26年12月12日

魚沼市議会議長 浅井 守雄 様

総務委員会

委員長 星 吉 寛

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他
- 2 調査の経過 12月12日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。
所管事務調査については、議会報告会における意見・要望等について調査を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、コミュニティFMについて、魚沼市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知について執行部より説明を受け、質疑を行った。

総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 94 号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第 95 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 96 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第 97 号 魚沼市まちづくり基本条例の一部改正について

2 調査事件

- (5) 所管事務調査について
 - ・議会報告会における意見・要望等について
- (6) 閉会中の所管事務等の調査について
- (7) その他

3 日 時 平成 26 年 12 月 12 日 午前 10 時

4 場 所 広神庁舎 301 会議室

5 出席委員 岩井富士夫、大平栄治、高野甲子雄、星吉寛、下村浩延、大屋角政、星野武男、(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 大平市長、小幡総務課長、酒井企画政策課長、星市民課長

8 書記 小幡議会事務局長、富永副参事

9 経 過

開 会 (10 : 00)

星委員長 おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会します。それでは本委員会に付託された議案について審査願います。

- (1) 議案第 94 号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

星委員長 日程第 1、議案第 94 号、魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

小幡総務課長 ありません。

星委員長　これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。（なし）なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。（異議あり）異議がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。

大屋委員　今、私どもは、盛んにアベノミクスで経済が好循環し景気も良くなっているというような話もありますが、この地域ではなかなかそういう感じは受けていません。そういう点で特別職である議会議員の期末手当の引き上げについては、反対するものです。

星委員長　次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。（なし）これで討論を終結します。これから、議案第 94 号について、採決します。異議がありますので、挙手によって採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。（挙手多数）挙手多数であります。よって、議案第 94 号魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（２）議案第 95 号　魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

星委員長　日程第 2、議案第 95 号、魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

小幡総務課長　ありません。

星委員長　これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。（なし）なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 95 号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに、異議ありませんか。（異議あり）異議がありますので、挙手によって採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。（挙手多数）挙手多数であります。よって、議案第 95 号、魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（３）議案第 96 号　魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について

星委員長　日程第 3、議案第 96 号、魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

小幡総務課長　提案の説明でも言いましたが、人事院勧告関係で、今回は若干の引き上げになります。2 月定例議会で提案させていただきますが、現在、給与の総合的見直し作業を行っています。人事院勧告ベースで言いますと、給料表が 2 パーセント下がるということになります。そのほかには地域手当を新たに創設するというような内容になります。今回お願いした手当の関係についてはそのままということになります。

星委員長　これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。（なし）なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議

案第 96 号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに、異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 96 号、魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（４）議案第 97 号 魚沼市まちづくり基本条例の一部改正について

星委員長 日程第 4、議案第 97 号、魚沼市まちづくり基本条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

酒井企画政策課長 ありません。

星委員長 これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。（なし）なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 97 号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに、異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 97 号、魚沼市まちづくり基本条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（５）所管事務調査について

・ 議会報告会における意見・要望等について

星委員長 日程第 5、所管事務調査についてを議題とします。先般の議会報告会における意見・要望等について、検討します。12 月 8 日の全員協議会で協議し、総務委員会の所管となったものの検討をし、今後の取扱い等について、協議します。ここでしばらくの間休憩します。

休 憩（10：06）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（10：08）

星委員長 休憩を解き会議を再開します。議会報告会の意見、要望の取扱いについては対応区分のとおりとします。今後、コミュニティ FM、人口減少・少子化対策などは、他の所管事務とともに閉会中の所管事務調査で行っていきたいと思いますがよろしいでしょうか。（異議なし）それではそのようにさせていただきます。

（６）閉会中の所管事務等の調査について

星委員長 日程第 6、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。

本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出たいと思います。異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長あて申出を行うことに決定しました。

（７）その他

星委員長　日程第７、その他を議題とします。執行部から報告事項等はありませんか。

酒井企画政策課長　コミュニティFM開局支援事業について報告させていただきます。まず株主募集についてですが、エフエム魚沼株式会社発起入会が募集した株主の一般公募については、12月2日の締切日までに、予定された1,250株全ての申し込みが完了しました。議員の皆さんからも協力いただき大変ありがとうございました。これに伴う株式引受の払込は、予備免許交付後、概ね平成27年3月の予定です。それから放送免許申請についてですが、会社設立のメドが立ったことにより、昨日12月11日に総務省信越総合通信局に出向き、放送免許取得のための免許申請を行いました。予備免許の交付は、平成27年3月の予定です。次に、FM魚沼開局準備室の開設についてです。会社及び放送局開設の準備のため、開局準備室を、市役所堀之内庁舎3階に設置することで調整を進めています。準備室は12月中に開設したいと思っています。次にFM魚沼の会社事務所及び演奏所についてです。会社設立後の事務所については、今後、魚沼ケーブルテレビの自主放送番組制作をFM魚沼が受託することで話を進めていることから、開局準備室として使用する堀之内庁舎3階に置くことで調整を進めています。また、演奏所、スタジオ等は、魚沼ケーブルテレビのスタジオを利用させていただくことで、併せて調整を進めています。会社設立と同時に、準備室から会社事務所に移行する予定です。次に魚沼ケーブルテレビの自主放送番組受託についてです。堀之内地域で放送している魚沼ケーブルテレビの自主放送について、FM魚沼が番組制作を受託する方向で調整を行ってきましたが、番組制作の受託は平成28年4月からとし、平成27年度については受託を受けるための研修期間とすることとなりました。これについては、会社設立が27年3月であり、スタッフ及び番組制作ノウハウの確保が、平成27年4月からでは難しいということから1年送ったということであります。議会報告会で質問のあったFMラジオの件については、担当の総務課から説明します。

小幡総務課長　FMラジオについてですが、緊急告知ラジオということで、防災関係で使用するから無償貸与したいという考え方です。基本的には全戸配布で、申し込みを受けて契約をして無償で貸しつけるということになります。配付時期は、開局前には配付したいということで、新年度に入りましたら準備を進めていきたいと考えています。費用についてですが、1台、1万2000円程度で考えていますし、そのほかに緊急放送を行うための設備が必要になりますので、総額で1億8000万円程度を見込んでいます。現在のところ財源としましては、合併特例債を予定しています。

星委員長　ほかに執行部から報告事項はありませんか。

星市民課長　（資料「魚沼市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知について」により報告）

星委員長　ただ今の２件の報告について、皆さんから質疑はありませんか。

星野委員　コミュニティFMのラジオの件についてですが、きょうの新聞報道にありましたが、佐渡市において希望を取った結果、７割くらいということでしたが、先ほどの１億８０００万円のうち、ラジオの部分とスタジオの部分はどれくらいで見えていますか。

小幡総務課長　ほぼラジオ分だと思っていただければいいのですが、１億７５００万円程度がラジオで、そのほかが局設備あるいは配布料等を見込んでいます。

星野委員　ラジオは何台ですか。

小幡総務課長　予算上は、１万３５００台です。

星野委員　全戸ということですか。

小幡総務課長　そうです。

岩井委員　酒井企画政策課長も一緒でしたが、総務委員会の行政視察で東御市に行ったときに、ラジオの全戸配布がなかなか難しいと、無料で配布するのだけどアパートなどでいらないと言われたということだったのですが、その辺の対応を少し考えて、うまく配布できるようにしたらどうかと思うのですがどうでしょうか。

酒井企画政策課長　担当の総務課には、その旨を伝えて今後どうしていくか検討してくれという話はしていますが、その辺についてはこれから考えていくと思います。

岩井委員　何か手を打たないと、おそらくほかのところと同じになる可能性もあると思いますので、検討をお願いします。

酒井企画政策課長　企画政策課も総務課も認識していますので、検討していきます。

星委員長　ほかにありませんか。（なし）そのほか委員の皆さんから、意見、協議事項等はありませんか。（なし）なければ、本日の会議はこれで閉会にさせていただきたいと思います。本日の会議録作成については、委員長に一任を願います。本日の総務委員会はこれで閉会します。

閉　　会（１０：２１）